

共生社会

つくる



合理的配慮で

(やさしいきもち)

栃木県では、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会の実現をより一層推進するため、**栃木県障害者差別解消推進条例を改正**し、**令和6年4月1日から施行**します。



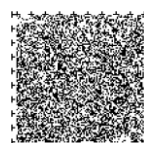
次のページで

詳しく説明するよ！



令和6年4月1日から

事業者による
合理的配慮の提供が
義務になります





事業者による合理的配慮の提供が義務になります

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲でバリアをなくすことです。

障害のある人と事業者が話し合って、共に対応策を検討しましょう（建設的対話）。

合理的配慮の具体例



お店で

難聴のため、筆談によるコミュニケーションをしたい

筆談に必要な紙やペン、タブレットなどを用意した



病院で

視覚障害があり、問診票に記入できないため、代わりに記入してほしい

事務職員が本人から症状などを聞き取り、問診票に記入した



公共交通機関で

車椅子を使用しているため、電車等の乗り降りで携帯スロープをかけてほしい

携帯スロープを用意した（用意できない場合は、複数の職員で持ち上げる対応をした）

※意思の表明には、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合における、家族、介助者など、コミュニケーションを支援する方が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます



たのまれたら手伝おうってことだね！

県では対応事例集を作成しているので参考にしてね！▶



困ったときには相談してください

県では、障害者差別解消に関する相談窓口を設置しています。

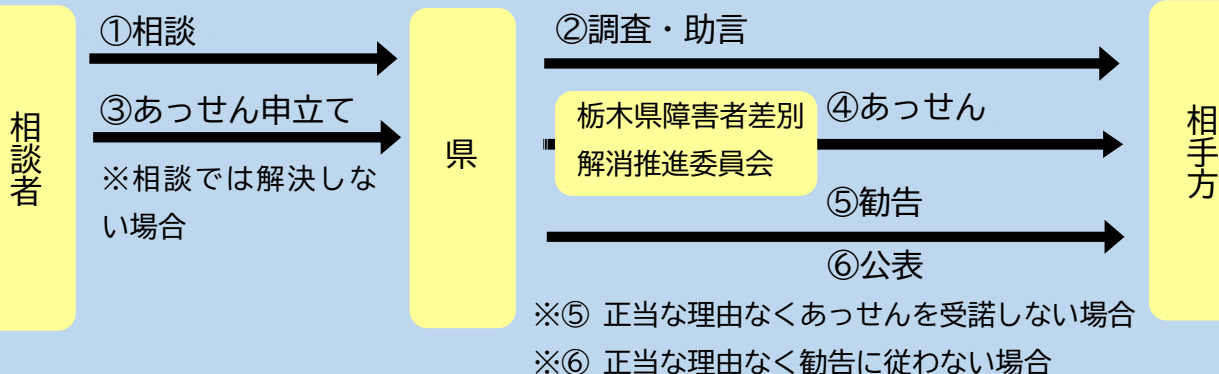
障害のある人、事業者どちらからも受け付けます。

また、相談しても解決しない場合は、あっせんの制度もあります。



お住まいの市町でも相談できるよ！

相談からあっせんの流れ

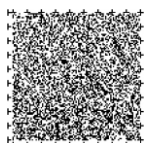


■県の相談窓口

栃木県障害者権利擁護センター（平日 午前9時から午後5時）

電話：028-623-3139 FAX：028-623-3052 Email：tochigi-shougaishakenri@dream.jp

市町の相談窓口の連絡先は県 HP に掲載しています▶



■このパンフレットに関する問い合わせ先

栃木県保健福祉部障害福祉課 企画推進担当

電話：028-623-3490 FAX：028-623-3052 Email：syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

